

また、「国立大学法人岡山大学利益相反マネジメントポリシー」では、利益相反マネジメント基準を定めていますので、ご参照下さい。

[参考] 国立大学法人岡山大学利益相反マネジメントポリシー

Q8 利益相反自己申告書で届け出た内容に変更が生じたときは、利益相反マネジメント委員会へ届け出る必要がありますか？

A 再提出いただくことが必要です。例えば、未公開株の保有を増やす等の変更が生じる場合は、申請書を提出して下さい。

Q9 利益相反に関する学内体制はどうなっていますか？

A 以下の体制になっています。

1) 利益相反マネジメント委員会

利益相反マネジメントに関する重要事項を審議します。

委員長：副学長

委員：本学の利益相反マネジメントに直接または間接に携わる若干名の役職員及び利益相反アドバイザー

2) 利益相反アドバイザー

本学における利益相反マネジメント調整役として任命されています。必要に応じて、顧問弁護士等の専門家とも連絡を取ります。

(5) 安全保障輸出管理に関する Q&A

Q1 I教授はA国のB大学から留学生Cを受け入れている。I教授は安全保障輸出管理実務部署とも相談し、I教授の研究室で研究する範囲においては、安全保障輸出管理の問題は生じないと判断していた。受け入れから4か月が経過したころ、Cから同じ研究科のH教授の研究についても勉強したいとの相談を受けた。Cが知りたいと考えている技術について確認したところ、安全保障輸出管理の対象になっているようです。I教授は、Cはすでに日本にいるので安全保障輸出管理の規制は受けないと考えていますが、問題はないでしょうか？

A 安全保障輸出管理では国内にいる「非居住者」（外国籍または外国籍機関に所属する者、日本に入国後6か月を経過していない者）への提供も対象になります。Cは非居住者として扱われます。そのため、Cへの技術提供は海外機関への提供と同様、規制対象にならないか確認の必要があります。本事例はすでに受け入れている留学生の場合ですが、留学生を受け入れる場合にはあらかじめ、その留学生の研究分野や国籍、所属機関が「外国ユーザーリスト」に記載されていないかなどをチェックし、安全保障輸出管理の規制を受けないかどうかを確認することが推奨されます。

Q2 非ホワイト国であるX国の企業と伝送通信装置（無線）の超高速処理を可能とする材料及

びメモリの開発に関して共同研究を行うことになりました。その超高速処理技術については、私は基礎科学分野の研究活動であると思っていますし、実際、製品化の目処が立っていないのが現状です。外為令及び輸出令を見ると、伝送通信装置は規制対象の技術になっているし、貨物等省令では周波数範囲等詳細な規定があります。このようなケースでは、共同研究の実施に当たってどのように判定していけばよいのでしょうか？

A 「基礎科学分野の研究活動」とは、「特定の製品の設計または製造を目的としないもの」という解釈がなされており、本事例では、伝送装置の改良（性能向上）を目的にしているため、基礎科学分野の研究活動とはいえません。共同研究を開始するに当たり、日本からX国企業に提供する技術がリスト規制に該当するかどうか判定する必要があります。該当すれば許可を取得する必要があります。共同研究の態様によって、共同研究の相手先の研究員を受け入れる場合においては、当該研究員が非居住者である場合、大学内であっても対外取引とみなされるため、規制対象技術を提供する場合には許可申請が必要になります。仮に当該研究員が居住者と見なされる場合でも、将来的にX国の企業に戻り、技術の再提供がなされることが十分に予想されます。取引の着手時点から規制対象技術の対外取引が念頭に置かれている場合には、許可申請が必要になります。

Q3 海外出張で、技術データ、設計図、研究試料や機材等を持っていく場合、自由に持っていけると考えていいのでしょうか。

A 自己使用目的で誰にも提供せずに持ち帰るのであれば、対外取引と見なされないため基本的には問題ありません。そうではなくて誰かに提供するため持ち出すのであれば、リスト規制技術に該当していれば許可申請が必要になります。リスト規制に該当しなくとも、大量破壊兵器キャッチオール規制や通常兵器補完的輸出規制の対象となります。ただし、ホワイト国においてはこの限りではありません。

Q4 宅配業者に該非判定も含めて海外向け宅急便による発送をお願いする場合、気をつけるべきことがありますか。

A 必要な手続きを教えてくれる業者もありますが、試験装置等複雑な物の該非判定は宅配業者では難しいのが現状です。その場合、貨物の具体的仕様を把握している者が自ら該非判定を行うのが望ましいと考えられます。

Q5 2か月だけ日本国内の大学に雇用されているような外国人は、居住者に当たりますか。

A 雇用された時点で居住者になります。

Q6 居住者である留学生が夏休みなどの長期休暇で一時帰国し、再入国した場合、当人の居住性はどう判断すればよいのでしょうか。

A 居住者である留学生などが、大学の籍や日本国内の居所を残したまま帰国し、再入国した際は、引き続き居住者として整理されと考えられます。個別に判断が難しい場合は、財務省国際局調査課外国為替室（03-3581-4111 内線 2868）に照会してください。

Q7 来日して6か月未満の留学生を企業との共同研究に含める可能性があります。その場合、気をつけるべきことはどんなことでしょうか。

A 当該留学生は非居住者と見なされるため、共同研究の技術内容を確認する必要があります。非居住者に提供する技術がリスト規制や大量破壊兵器キャッチオール規制及び通常破壊兵器補完的輸出規制に該当するか否かの判定し、外為法に基づき必要であれば許可を取得してから技術提供を行わなければなりません。

Q8 学会発表等のため、大学が海外各国から多数の研究者を呼び寄せる場合に、気をつけるべきことはどのようなことでしょうか。

A 基礎科学分野の研究活動や公知の技術を提供する場合または技術を公知とするための技術提供のみの場合、例えリスト規制技術であっても許可例外に当たり、許可を取得する必要はありません。ただし、許可例外に当てはまるかどうかについては慎重に判断して下さい。また、許可例外に当てはまらない場合は、研究者の勤務する事務所がどこにあるか、入国してからどのくらい経過しているかなどで居住性が異なりますので、その判断にも注意が必要です。

Q9 教育は技術の提供に該当しますか。

A 技術は、技術指導、技能訓練、コンサルティングサービスその他の形態で提供されるため、このような内容が含まれる場合には、技術の提供に当たるとして管理して下さい。研究室で保有し、外に発表していないノウハウ、データやプログラムを用いて非居住者に指導を行う場合等は、内容によっては、許可の取得が必要です。ただし、市販されている教科書を用いた講義などであれば、公知の技術の提供に当たるため、許可を取得する必要はありません。

Q10 特許情報を提供する場合、許可の必要はありませんか。

A 公開特許情報は「公知の技術」に当たり、許可を取得する必要はありません。

Q11 国際共同研究の場合、先方で論文にならずに最終的に大量破壊兵器等の開発等に利用されてしまうかは大学では判断ができません。それを規制されると共同研究ができなくなる可能性があります。共同研究に際して大学の判断はどうすればよいですか。

A 明らかガイドライン、用途チェックリストや需用者チェックリスト等に掲げられた事項を参照し、研究成果の用途に関する明確な説明がなされているか、外国ユーザーリストに掲載されている研究機関に対し懸念区分に関係する技術提供を行うことにならないかなど、先方からよく話を聞いて確認するようにして下さい。また、大量破壊兵器等へ転用を行わない旨の取り決めや誓約書を取得するなど一案です。

Q12 リスト規制に該当しないというメーカーからの連絡を受けたので、確認せずに本来許可が必要な貨物を無許可で輸出してしまった場合は誰の責任になるのでしょうか。

A 外為法に基づき罰せられる場合があるのは、本来許可が必要な貨物または技術が無許可

で輸出または提供した者です。

Q13 USBメモリに規制対象技術情報を入れて持ち歩いているとき、紛失してしまった場合や盗難にあった場合、外為法違反になるのでしょうか。

A 対外取引の意志や目的があった場合は違反に問われ得ますが、そうでない場合は外為法違反になりません。ただし、紛失や盗難の事実関係を明らかにして記録に残しておく、後日何らかの説明を求められたときに役に立つことがあります。

Q14 経済産業省の担当者に直接問い合わせや相談をしたいのですが、連絡先を教えてください。

A 輸出許可申請や各種相談窓口は以下のとおりです。

■輸出許可申請手続, キャッチオール事前相談, 規制品目に該当するか否かについての個別の相談

→ 安全保障貿易審査課 Tel. 03-3501-2801

■輸出管理規程についての相談

→ 安全保障貿易審査官 Tel. 03-3501-2841

■法令の解釈の問い合わせ

→ 安全保障貿易管理課 Tel.: 03-3501-2800

■輸出管理についての一般的な問い合わせ

→ 安全保障貿易 案内窓口 Tel. 03-3501-3679